

別紙 1

笠間市立稲田中学校「いじめ防止対策委員会」設置要綱 いじめ防止対策推進法 第22条（学校における防止等のための組織）を受けて

第1条

この要綱は、「いじめ防止対策推進法（平成25年度法律71号）」第22条の規定に基づき、笠間市立稲田中学校「いじめ防止対策委員会」（以下、「委員会」という）の設置及び運営について、必要な事項を定める。

「目的」

第2条

いじめは、全ての生徒に関する問題であるという認識のもと、生徒が安心して学習やその他の活動に取り組めるよう、学校の内外を問わずいじめを行わないようにするとともに、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、学校が、校内にいじめ等に係る委員会を設置し、組織的、積極的に適宜且つ迅速にこれに対処することを目的とした。

「委員会の設置」

第3条

委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、各学年主任及び校長の指名する職員によって構成する。また、校長は、必要に応じて専門的知識を有する者を参加させることができる。

「取り組むべき内容」

第4条

委員会は、いじめの未然防止・早期発見・いじめが発生した場合の適切且つ迅速な対処ができることを目指して、次のことに取り組む。

（1）業務内容

- ① いじめの未然防止の体制整備及び取り組み
- ② いじめの状況把握及び分析
- ③ いじめを受けた生徒・保護者に対する相談及び支援
- ④ いじめを行った生徒・保護者に対する助言
- ⑤ 専門的知識を有する者等との連携
- ⑥ その他のいじめの防止に係ること

（2）具体的な取り組み

① 通常時

- ア 委員会の定期的な開催
- イ 年間指導計画・活動内容の作成
- ウ いじめ防止プログラム等の作成
- エ 保護者や地域への啓発・協力要請
- オ 外部機関との連携
- カ 実態把握のためのアンケート等の実施と分析
- キ 事例研究・道徳教育・特別活動等、職員研修の企画・運営

② 緊急時（重大事態発生時）

- ア 緊急いじめ防止対策委員会の開催
（教育委員会・警察等関係機関・校内委員会・スクールカウンセラー・医師・弁護士等）
- イ 発生事例に係る指導方針の決定及び具体的な行動の提示・周知
- ウ 専門的知識を有する者との連携（メンタルヘルス・ケア等への配慮）
- エ 家庭との連携
- オ サポートチームの立ち上げと対応策の提示
- カ いじめ防止プログラム、自殺予防教育の実施

「会議・運営」

第5条

委員会は、校長が招集し、原則として月1回開催する。ただし、校長は必要に応じて即時開催することができる。

第6条

この委員会に定めるもののほか、委員会の取り組み、運営等に必要な事項については、校長が定める。

付則

この要綱は、平成25年9月28日より実施する。

